入札説明書

この入札説明書は、白灯油の購入(単価契約)に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の「一般競争入札公告」に定めるもののほか、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

- 1 発注者(契約権者)
 - 社会福祉法人かながわ共同会 理事長 山下 康
- 2 入札に付する事項
 - 一般競争入札公告に示すとおり。
 - なお、買い入れをする物品の仕様等については、仕様書のとおり。
- 3 入札参加者に必要な資格に関する事項
 - 一般競争入札公告に示すとおり。
- 4 入札書の提出方法

入札参加者は、(1)の提出書類を直接(2)の日時及び場所に提出すること。

なお、事前提出及び郵送による提出も可とし、その場合は(3)の事項に留意し、提出すること。

- (1) 提出書類
 - ・ 【様式3】入札に係る誓約書
 - · 【様式4】入札書
 - ・ 委任状(代理人が出席して入札する場合。ただし、事前提出及び郵送による提出の場合は代表者において提出されたものとし、提出は要さない。)
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和7年8月21日(木)14時
 - イ 場所 神奈川県秦野市南矢名3-2-1
 - 秦野精華園 体育館
- (3) 事前提出及び郵送による提出の場合の留意事項
 - ア 令和7年8月21日(木) 正午までに法人事務局総務部総務課(住所等、18 に記載) が受領したもののみ受け付ける。
 - イ 郵送による提出の場合は、配達時間の記録が残る方法に限る。
 - ウ 初度入札の入札書在中の封筒には「1回」、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」と 記載して、まとめて別の封筒に封入し、表面に「入札書在中」と記載すること。なお、初 度入札の入札書のみ提出した場合は、再度入札が行われる場合、辞退したものとして取り 扱う。
- 5 入札書の記載事項
 - 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - (1) 入札書には、1リットルあたりの単価を記載すること。ただし、当該単価は調達物品の本体価格のほかに輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。なお、この

入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は契約金額に数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の110に相当する金額(消費税を含む)を記載すること。また、入札書にその算式を記載すること。

- (2) 入札参加者の「住所」「商号・名称等」「代表者役職・氏名」を記載し、代表者の印を押印すること。
- (3) 代理人をして入札する場合の入札参加者は、入札参加者の「住所」「商号・名称等」「代表者役職・氏名」のほかに、「代理人:氏名」を記載し、代理人印を押印すること。なお、この代理人印は、委任状に押印された印と同一の印を押印すること。
- (4) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2者以上あるときに使用する「くじ番号」(任意の3桁の数字)を記載すること。
- 6 入札保証金

入札保証金は免除する。

- 7 入札及び開札の方法等
 - (1) 入札及び開札は、上記4の(2)で指定する日時及び場所で行う。
 - (2) 入札会場に入室する際、入札参加者は、入札参加者名簿に「名称又は商号」「職」「氏名」 を記載する。
 - (3) 開札に先立ち、誓約書及び委任状の記載内容の確認を行う。
 - (4) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。
 - (5) 入札は、1者以上の入札参加者をもって行う。
 - (6) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者がいないときは、直ちに その場所において再度入札に付すことができる。また、再度入札において入札参加者又は その代理人が開札に立ち会わない場合は棄権したものとする。
 - (7) 再度入札の回数は、1回を限度とする。
- 8 入札参加者に要求される事項

入札参加者は、入札書等の必要書類を期限までに提出しなければならない。また、入札参加者は、開札までにおいて提出した書類に関し、社会福祉法人かながわ共同会理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- 9 入札に関する心得
 - (1) 入札参加者又はその代理人は、入札説明書又は【参考様式】白灯油単価契約書等の本入札に関係する資料を熟覧の上、入札しなければならない。本入札に関することで疑義がある場合は、一般競争入札公告 6に記載のとおり説明を求めることができる。ただし、入札後、これらについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - (2) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
 - (3) 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当するものを入札代理人にすることができない。 ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るた

めに連合(談合)した者

- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。)が暴力団員と密接な関係を有するものに該当する者
- (4) 開札場所には、入札参加者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 上記4の(2) アに示す時刻に遅れたときは、入札参加者又はその代理人は、入札に参加することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、書換 え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の辞退

上記4の(3)により入札書を提出した者で諸事情により入札を辞退する場合は、入札開始 時刻前までに下記18に記載の部門にその旨を連絡すること。なお、提出された書類一式は、発 注者(契約権者)により適正に破棄する。

11 入札の取り止め等

入札参加者が連合(談合)し、又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正にすることができないと発注者が認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加者に必要な資格のない者がした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人の入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入 札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- 13 落札者の決定方法

次により落札者を決定する。

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2者以上あるときは、開札結果発表後、直ちに当該入札参加者において抽選により落札者を決定する。なお、抽選方法は次のとおりとする。

- ア 入札参加者名簿の記載順に「0」から連番で当該入札者に番号を割り当てる。
- イ 次の数式で得られたあまりの数値と上記「ア」で割り当てた番号が一致した者を落札 者とする。

<数式> (入札書に記載した「くじ番号」の和) ÷ 抽選対象の入札者数

【例】 抽選対象者3者 A社・・・「0」 くじ番号 197 B社・・・「1」 くじ番号 386 C社・・・「2」 くじ番号 567 (197+386+567)÷3=383あまり1 あまりが1であることから、落札者は上記「ア」で「1」を割り当てた B社とする。

- (3) 入札の結果、予定価格の範囲内に達しない場合は、再度入札を行う。再度入札を執行しても落札者がない場合は、最低価格入札者と随意契約の協議を行う。
- 14 契約保証金

契約保証金は免除する。

15 契約の締結

落札者決定後、次により契約を締結する。

- (1) 白灯油単価契約書(以下「契約書」という。)により契約を締結する。落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- (3) 落札者が、(1) に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- 16 契約条項

本入札後に締結する契約の条項は、別添「【参考様式】白灯油単価契約書」を基本とし、変更する場合は契約締結前に甲乙協議して定める。

17 その他

入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

18 本入札に関する事務を担当する部門

社会福祉法人かながわ共同会 法人事務局 総務部総務課

神奈川県秦野市南矢名三丁目2番1号

電話 0463-80-6133

FAX 0463-80-6233

ホームページ https://www.kyoudoukai.jp/